

島建会報

2015 Vol.135



平成27年3月に竣工した新建設会館

平成27年度 通常総会／通常代議員会

- ② 建設業協会、技士会、建産連、青年部会
農林連合会

建設業協会

- ⑤ 会員現状調査を公表しました
建設業イメージアップキャンペーン
委員会（平成26年度報告）

建災防島根県支部

- ⑧ 特別安全衛生パトロール実施中
熱中症対策は万全ですか？
足場からの墜落防止が強化されました

10 D C プラン

11 平成27年度 事業予定

12 活動だより

建退共島根県支部

- 13 お知らせ
経営事項審査申請用加入・履行証明書の発行方法
平成26年度事業報告
Q & A
共済契約者の皆様へのお願い

一般社団法人 島根県建設業協会

平成27年度 通常総会

建設業
協会

信頼・感謝される業界へ



県建設業協会（中筋豊通会長）は5月22日、定時総会を開き、会員60人が出席した。中筋会長が「協会の将来ビジョンである『地域とともに、地域のために』の理念のもと、県民から信頼・感謝され、自らを誇れる建設業界を目指そう」とあいさつ。加藤勇県議会建設環境委員長、富樫篤英土木部長が祝辞を述べた。

公共事業予算の安定確保、入札・契約制度への対応、担い手確保と労災防止対策の推進など15年度予算・事業計画を承認。全建表彰伝達式も行った。

また、建災防県支部の通常代議員会も開かれた。

なお、総会終了後には、3月に竣工した島根県建設業会館の新築記念祝賀会が開催された。

平成 27年度 全建表彰 受賞者



第2条（役員）

- 竹田 二鎬（竹田組・隠岐）
正木 喜代隆（正木建設・雲南）
小野 亮次（山崎建設・隠岐）

第4条（企業）

- 柏井建設（松江）
田中工業（雲南）
浜田開発（浜田）
アグリおき（隠岐）
中村組（出雲）
町田土建（邑智）

第5条（個人）

- 塙野 均（カナツ技建工業）
永島 祐次（丸永建設）
難波 宏明（植田建設）
酒井 吉義（伊藤土建）
北村 広（中筋組）
岡 良雄（福間工務店）
岸本 幸雄（山崎建設）
井上 延幸（徳畑建設）

通常代議員会

担い手3法 追い風に

技士会



県土木施工管理技士会（長岡秀治会長）は5月21日、通常代議員会を開き、会員85人が出席した。長岡会長が「若手技術者の確保・育成は喫緊の課題。担い手3法の改正施行を追い風に企業の体力強化や

労働環境の改善が進み、新規雇用につながることを期待したい」とあいさつ。14年度決算、15年度事業計画・予算を承認した。また、優良工事受賞技術者らを表彰した。

(一社)全国土木施工管理技士会連合会表彰

役員

中筋 廣昭（松江支部） 野村喜代志（益田支部）

優秀技術者

藤原 寛（今岡工業） 川口 辰也（昭和産業）
松本 渉（大畠建設）

職員

妻戸 俊一（雲南支部事務局）

島根県土木施工管理技士会会長表彰

優秀技術者

松本 宏樹（佐々木建設）	細田 初（大軌建設）
芝原 忠（都間土建）	小池 直樹（佐藤工務所）
石橋 茂吉（大福工業）	千賀 要（黒徳建設）
大石 幹夫（溝辺組）	大河 義夫（宮田建設工業）
小西 健次（徳畠建設）	

建産連

中筋会長を再任

担い手3法の実行と
建設産業界の連携を

県建設産業団体連合会は6月5日、通常総会を開き、加盟15団体の代表が出席。任期満了に伴う役員改選で中筋豊通会長（県建設業協会会長）を再任した。

14年度の事業報告では、中筋会長が委員長を務める全国建産連地方建設生産システム合理化推進委員会における活動内容を紹介。15年度も、担い手3法の運用指針の周知や建設産業界の連



平成27年度 通常総会／通常代議員会

携と発展を重点事項に事業に取り組むことを申し合わせて14年度収支決算、15年度事業計画・予算を承認した。

また総会終了後、県土木部の末満章悟土木総務課長、高田英治技術管理課長を講師に迎え、公共事業の推移と見通し、地方創生、入札契約制度の改定点

などの説明を聞いた。

中筋会長は「担い手3法の施行は建設産業界にとって画期的なことであり、発注者責務に加え受注者として責任を果たしていくことが重要。防災・老朽化対策、地方創生への予算の継続・安定的な確保を働きかけていきたい」と話した。

新 役 員

会 長

中筋 豊通（島根県建設業協会会長）

副 会 長

小玉 隆夫（島根県管工事業協会会長）

理 事

中島 新吾（島根県生コンクリート工業組合理事長）
内藤 和雄（島根県建築技術協会会長）
荒木 恭司（島根県電業協会会長）

監 事

山崎 薫（中国地質調査業協会島根県支部支部長）

専務理事

玉串 昭（島根県建設業協会専務理事）

和田 晶夫（島根県測量設計業協会会長）

常松 則義（島根県舗装協会会長）
矢野 敏明（島根県建築士事務所協会会長）
福田 康伴（島根県コンクリート製品協同組合理事長）

狩野 恭一（島根県造園協会理事長）

青年 部会

青年部会（梅野直宏部会長）は6月11日、通常総会を開き、40人が出席した。

15年度事業計画では、若年層の建設業離れ等の課題に対応するために、建設産業のイメージアップや魅力発信を通じた働きかけや、新

ビジネスや経営改善の研修などに取り組む。

また、中国地方整備局企画部の谷川知実企画調整官、舛田直樹出雲河川事務所長、小林寛松江国道事務所長を招いて勉強会を開催。「話題提供」と題し、社会資本のストック効果や品確法の取り組み、山陰道や斐伊川水系等の県内各事業等の説明がなされた。



農林 連合会

農林建設業協会連合会は5月22日、通常総会を開催し、26年度決算や27年度事業計画予算等を承認した。

事業計画では、例年通り、研修会の開催や上部団体である全国農村整備建設業協会・全国森林土木建設業協会等と連携した要望活動や意見交換会の開催などが計画されている。

建設業協会

会員現状調査を公表しました

平成23年度から、業界の現状把握と今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とする目的を年次年始にかけて、「会員現状調査」を実施しています。

平成24年度からは、「新規正社員の採用状況」、「社会保険の加入促進」、「会員企業の広報活動・PR活動」、平成25年度は「適切な賃金水準の確保への取組み」や「技術者・技能者の不足状況」等を新たに追加しました。

今回平成26年度調査は、「女性技術者等の就業者数」や「技術者の年収」等を追加し、調査内容の充実を図りました。

会員企業の皆様には年末年始のお忙しい中、調査にご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

調査結果は、協会ホームページに掲載していますので、是非ともご活用ください。



島根県建設業協会ホームページ

建設産業イメージアップキャンペーン



山陰中央新報平成27年4月30日掲載

建設業協会では、住民の安心・安全な生活を守り、縁の下の力持ちとして地域に貢献する建設業の姿を広く一般に知ってもらうために、建設産業イメージアップキャンペーンを展開しています。

平成27年4月から、地元・山陰中央新報社と協力し、『地域とともに 地域のために もっと知ろう！建設業のこと！』と題した特集記事を、同紙紙面において毎月1回のペースで掲載することとしました。既に4～6月分が掲載されており、全12回の掲載終了後、冊子化し、学生への配付や協会事業での活用を予定しています。

委員会

【土木・建築・労働委員会】

各委員会は、平成26年度は2回の委員会を開催し、これまで委員会にて取りまとめた様々な事項を整理し、その内容について島根県担当者との意見交換会を行いました。

その中でも、委員会としてこれまで取り組んできた、

- ・適正価格による受注の確保（低入札調査基準価格の引き上げ等）
- ・過当競争の排除（原則20社制の撤廃など）
- ・土木工事積算基準の一般管理費率の改訂

などについては、この4月から対応いただくことになりました。

今後も、引き続き様々な課題に対応すべく、委員会にて協議・意見交換を行っていきたいと考えております。

【土木委員会】

1. 地域を守る建設業者存続のために

- ①最低制限価格・低入札調査価格の引上要望について
- ②積算等に関する事項（資材単価、労務単価、諸経費など）
- ③実態に即した最新単価による予定価格の設定について
- ④道路維持業務委託（除草）における処分費について
- ⑤工事成績評価点の採点方法について

2. 円滑な設計変更対応について

- ①設計等に係る事項（設計変更の対応、安全性を考慮した設計）
- ②主要構造物の設計変更について
- ③河川工事等における水替ポンプ排水について
- ④現場の実情に応じた適切な設計積算について
- ⑤ほ場整備工事の施工単価について
- ⑥トレンチャーの消耗部品等の取扱いに係る設計変更への対応について
- ⑦海岸・港湾工事に於ける水上部、水中部の区分について
- ⑧変更時の公表設計書の開示について
- ⑨型枠工の単価について

3. 労務単価の設定方法について

- ①公共工事の担い手確保と労働環境の改善のための歩掛の見直し・労務費の底上げ・一般管理費率の改定について
- ②交通誘導員の労務単価について



【建築委員会】

1. 地域を守る建設業者存続のために

- ①建築工事の将来的な展望について
- ②通年で平準化した時期の工事発注
- ③事業量を把握した計画的な工事発注について
- ④発注時期・工期の調整について
- ⑤県産材の利用促進と適正な工期設定について
- ⑥市町村への指導等について
- ⑦総合評価方式入札の範囲の拡大について
- ⑧竣工検査後の評定点項目別内訳書の評価の低い項目における具体的な指摘事項の公表について
- ⑨積算根拠の明示について
- ⑩型枠工事の部位による積算単価の見直し
- ⑪隠岐島内工事における旅費宿泊費の計上について
- ⑫物価スライドについて
- ⑬諸物価、労務費の高騰に対して、適切な単価調整、スライドの実施に伴う書類の簡便化をしていただきたい



2. 円滑な設計変更対応について

- ①参考数量の精度向上と変更対象について

3. 労務単価の設定方法について

- ①施工単価の向上について
- ②実勢工事単価の確認と調整について

【労働委員会】

1. 労務単価の設定方法について

- ①労務単価の見直しについて
- ②離島労務単価設定の検討について
- ③労務単価の改定と併せ、市場単価の見直しについて

2. 人材の確保・育成について

- ①技能労働者的人材確保・育成強化の推進について
- ②歩掛の改善について
- ③重機オペレーターの育成について



3. 社会保険未加入対策への対応

4. 新たな広報活動の模索

- ①広域的な魅力発信について

5. その他

- ①労災事故発生後の元請業者に対する行政処分等の決定について
- ②工事現場における労働災害事故等の処分について

建災防島根県支部

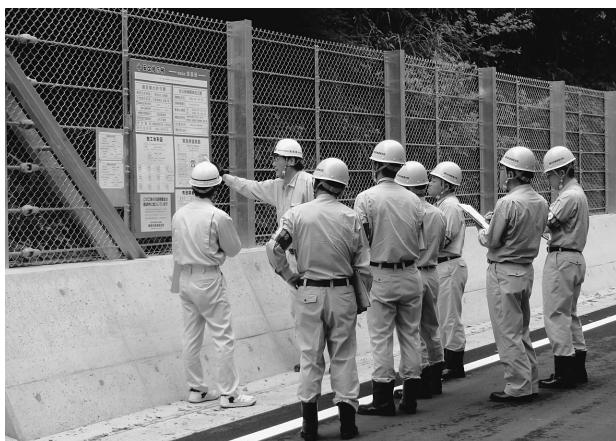
特別安全衛生パトロールを実施中

島根労働局、島根県、建設業協会、建災防合同により県内11地区にて現場を点検。

7月28日には県土特別安全パトロール結果報告会を開催します。

【重点点検項目】

- ①作業手順書等によるリスクアセスメントの実施
- ②構造物、法面の端部転落防止措置
- ③昇降設備の設置



(特別安全パトロール実施状況)

熱中症対策は万全ですか？

- ①水分補給だけでは、熱中症対策にはなりません。
ミネラル補給（スポーツドリンク等）を定期的に行いましょう。
- ②翌日の暑さ指数（環境省HP：WBGT値）を確認しましょう。
- ③猛暑日（35度以上）に警戒しましょう。
- ④建災防では熱中症予防教育を開催します。

7月29日（水）9時～12時30分

島根県建設業会館 3階研修室

足場からの墜落防止が強化されました

平成27年7月1日より足場に関する労働安全衛生規則の一部が改正されました。



【改正の概要】

①足場の組立て等の業務に係る特別教育

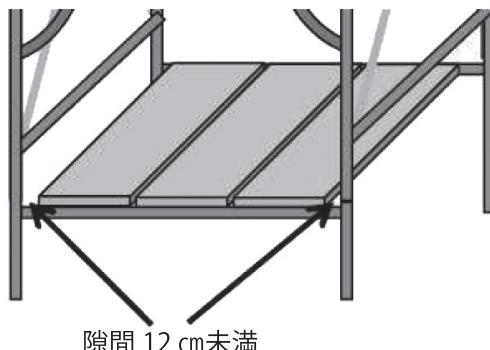
足場の組立て等の作業に従事する方は特別教育が必要になります。なお、平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て等の業務に従事している方については、平成29年6月30日までに教育時間を短縮した特別教育（時間短縮3時間）を島根県支部では実施します。詳しくは島根県支部のHPをご覧ください。

【開催案内】

8月19日(水)9時～12時 出雲建設会館

9月18日(金)9時～12時 浜田建設会館

足場の組立て等とは、足場の解体、盛り替え、筋違・手すり・布枠の取り外し及び復旧、防網シート等の取り付け・取り外し・吊足場の設置等、ローリング足場、脚立足場等も含みます



②床材と建地との隙間は12cm未満に

枠組足場の床材と建地のすき間からの墜落を防止するため、床材と建地とのすき間は12cm未満とする。

③足場の布枠

足場の布枠等を設置する時は、40cm以上の作業床を設置する。

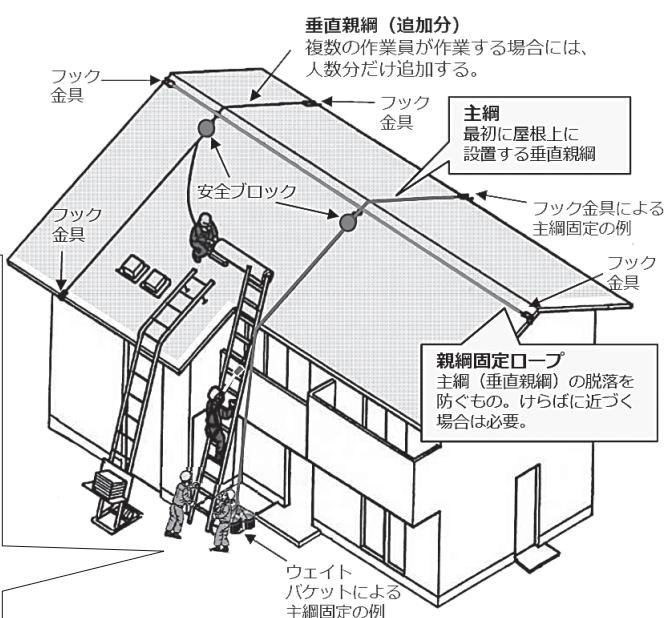
④手すり枠、親綱先行で

安全帯を掛ける設備（手すり枠、親綱等）を先行して設置する。

⑤始業前点検

足場の始業前点検は、元請も行う。

はしご昇降時は、はしご上方と脚部を固定する。困難な場合は、しっかりと支える。はしご上端は60cm以上出で、脚部は平らでめりこみのぞれない状態にして使用する。

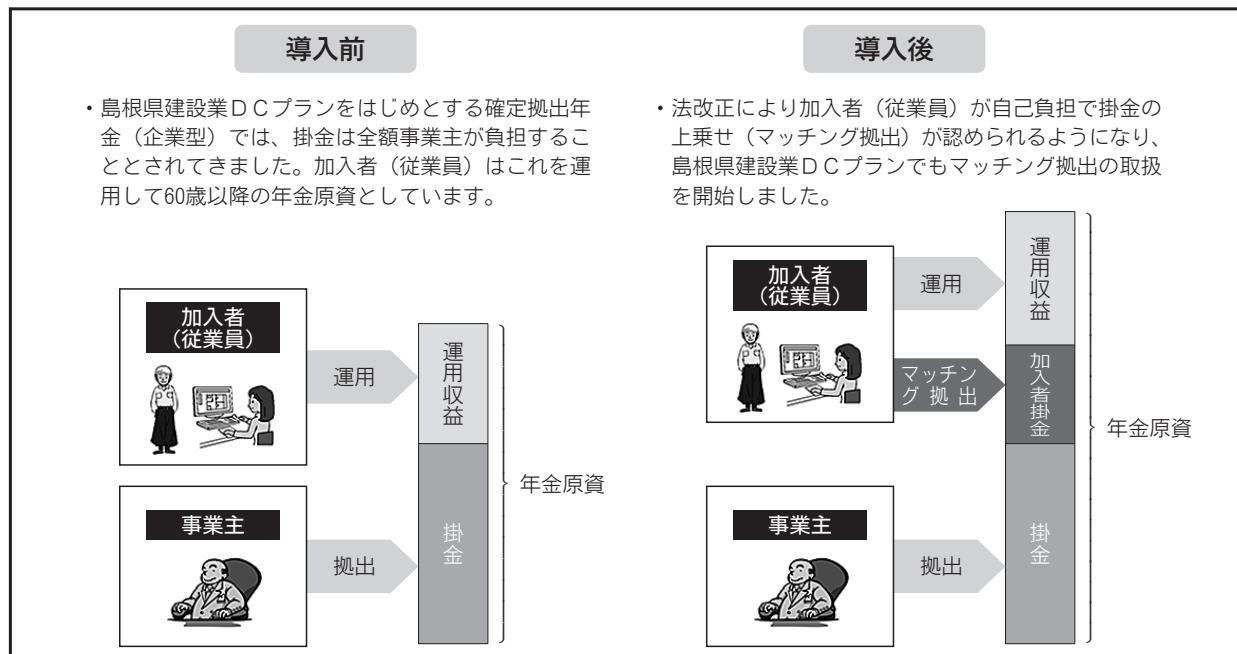


DC プラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在10年が経過し、加入事業所が94社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 (法定相続人1人当たり500万円まで非課税) ■脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

— 平成27年度 事業予定 —

	島根県 建設業協会	建災防 島根県支部	島根県 土木施工管理技士会	島根県農林 建設業協会連合会
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 7（火）、8（水） 建設業経理検定試験受験準備講習会 2級 ● 15（水） 鹿足地区協会との意見交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 28（火） 県土特別安全パトロール結果報告会 		
8	<ul style="list-style-type: none"> ● 19（水） 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 ● 31（月） 島根県との意見交換会 		<ul style="list-style-type: none"> ● 4（火） 中国土木施工管理技士会連合会通常総会（広島市） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 9（水） 国土交通省中国地方整備局との意見交換会 ● 9～11月 高校生の現場見学会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10（木） 第52回全国建設業労働災害防止大会（大阪府） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7（月） 現場見学会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ● 27（火） 中国ブロック地域懇談会 平成27年度建設業協会 中国ブロック協議会意見交換会（山口市） 			
11				
12				
1				
2				
3		<ul style="list-style-type: none"> ● 安全祈願祭 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支部長会議 	
				<ul style="list-style-type: none"> ● 理事会 ● 研修会

活動だより



人材確保へ合同企業説明会開く

県建設業協会（中筋豊通会長）は2月26、27の両日、松江テルサで「建設業合同企業説明会」を開いた。初の取り組みで、県東部の建設企業など20社が参加した。

求職・転職希望者や学生など2日間で20人が来場。各企業のブースを訪ね、担当者から現場での仕事や必要な資格、会社概要などについて熱心に聞いていた。松江市出身で関西地方の大学を今春卒業する男性は「地元で働きたいと思い就職活動している。営業職が希望だが、技術者が条件といわれれば働きながらでも資格を取得するつもり」と前向きに話した。

県内の建設産業は、従業員の高齢化や新卒者の高い離職率を背景に人材不足が深刻化している。説明会に参加した松江市内の企業の人事担当者は「良い人材が見つかればすぐにでも採用したい」と話していた。

説明会は、緊急雇用創出臨時特例基金事業（地域人づ

くり事業）を活用し、求職者や県内への就職を希望する人に建設業への入職を促進する。3月5—6日は県西部の企業が参加し浜田建設会館で、また3月13—14日にはUターン希望者を対象に東京都港区のコンベンションホールA P浜松町で開催した。



「働き方改革」に協力を 労働局が建設業協会に

県建設業協会（中筋豊通会長）は3月16日、島根労働局から、長時間労働の抑制や休暇の取得促進を盛り込んだ「働き方改革」に向けた取り組みについて協力要請を受けた。

昨年閣議決定された『日本再興戦略』で働き方改革の実現が掲げられ、具体策として働き過ぎ防止のための取り組み強化が盛り込まれた。島根労働局は今年1月、働き方改革推進本部を設置し、働き方の見直しに向けた取り組みを企業や業界団体に要請している。

古田宏昌局長は「働き方の見直しに向けて



は、企業が長時間労働を前提とした従来の労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得等実情に応じた取り組みが求められる。会員企業への周知啓発に協力をお願いしたい」と述べ、中筋豊通会長に要請書を手渡した。

また、建設産業の人材確保対策などについて同局幹部と協会の労働委員会のメンバーが意見交換。労働局は、県内における建設業の労働時間の推移や雇用管理改善に

向けた支援施策など示し、人材確保・育成への環境整備を求めた。委員からは「技術者を募集しても応募がない」「専門工事業者の職人不足が深刻化しており、工事施工に支障を来している」などの実態報告がなされた。中筋会長は「労働環境を改善するためには、適切な賃金水準と工期設定が前提」とし、国土交通省と厚生労働省の連携による人材確保対策を重ねて要望した。

建協会館に防災備蓄倉庫 県建設産業団体連合会（建産連、中筋豊通会長）は3月30日、建設業会館敷地内に防災備蓄倉庫を設置した。県内の建設業界は中国地方整備局や島根県と災害応急対策業務に関する防災協定を結んでおり、大規模災害が発生した場合、備蓄資材を活用し応急復旧業務にあたる。

備蓄倉庫は縦1.8m、横3.6mのユニットハウスで、大型土のう袋500枚、土のう袋1000枚、ブルーシート（3.5×5.3m）500枚、折畳式水タンク（20）200個を常備する。

建産連では、昨年3月に出雲建設会館に防災備蓄倉庫を設置。今後、県西部地域にも設置し、災害時には各地区建協が中心となって物品調達する。



建退共島根県支部

建退共からのお知らせ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、平成28年4月1日から建退共の制度が下記のとおり変更される予定です。

I. 退職金の予定運用利回りが変更されます。

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度行うこととされている検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられます。

このため、退職金の額に関する政令が改正される予定です。

II. 退職金の支給要件が緩和されます。

現在、掛金納付月数が24ヶ月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりますが、これが12ヶ月未満に緩和されます。(死亡による場合は12ヶ月未満で変更ありません。)

III. 被共済者による移動通算の申出期間が延長されます。

被共済者が、転職等により、建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度(※)との間を移動した場合、現在、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されます。

※上記は略称表記であり、正式名称は次のとおりです。

中退共制度：中小企業退職金共済制度 建退共制度：建設業退職金共済制度

清退共制度：清酒製造業退職金共済制度 林退共制度：林業退職金共済制度

IV. 移動通算できる退職金額の上限が撤廃されます。

現在、移動通算できる額には上限が存在し、その上限を超える金額は差額給付金としてその都度被共済者に支給しておりましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになります。

これにより、被共済者が退職される際に、まとめて退職金として受け取ることができます。

経営事項審査申請用加入・履行証明書の発行方法

経営事項審査申請用加入・履行証明書を必要な場合は、下記の添付書類を添えて建退共島根県支部までご提出願います。

提出書類 加入・履行証明願 …… 2部

添付書類（各1部）

1. 共済証紙受払簿（決算期間に対応するもの）
2. 共済手帳受払簿（審査基準日のもの）
3. 掛金収納書（決算期間に対応するもの・コピー可）
4. 完成工事高のわかる書類（決算変更届の直前3年間の工事高※・コピー可）

※「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」

～建設業許可申請書や事業年度が終了するごとに届出を行う変更届出書に添付した書類になります。

その他

証明手数料 1通 500円

※建退共島根県支部窓口へご持参のみ現金での受付を
させていただきます。
上記以外は郵便小為替でお願いいたします。

- 証明にあたり「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（建退共本部HP：26.被共済者就労状況報告書）」等の追加提出をお願いする場合があります。
- 郵送希望の場合は、返信用封筒を同封してください。（住所・会社名を記入の上、返信用切手を貼ってください）
- 証明の発行までにお時間を戴く場合がございます。余裕をもって準備・提出下さいます様お願いいたします。

平成26年度事業報告

・島根県支部業務状況

処理件数

	新規加入 (契約申込)数	新規手帳 申込数	手帳更新 申請数	退職金 請求数	加入・履行 証明数
平成23年度	52	853	8,373	823	811
平成24年度	63	781	8,165	828	823
平成25年度	24	872	8,164	655	788
平成26年度	32	858	8,222	615	789

現況

	共済契約者 (加入事業所)数	被共済者 (労働者)数
平成24年3月末	1,349	28,069
平成25年3月末	1,310	28,230
平成26年3月末	1,291	28,416



ご質問にお答えします



「加入・履行証明書」の発行基
準を教えてください。



建設業退職金共済事業加入・履行証明書（以下「加入・履行証明書」という）は、建設共済制度に加入している事業主が、公共工事・民間工事を問わず、建設現場で働く労働者について、働いた日数分に応じ必要な共済証紙を購入して共済手帳に貼付し、満了となった手帳の更新など、建設共済制度を適正に実施されているかどうか確認したうえで発行いたします。



共済証紙受払簿は、下請が複数ある場合は合計を書くだけで良いですか。



共済証紙受払簿は下請が複数ある場合は、下請名がすべてわかるように記載してください。



現場標識シールの大小の使い分けを教えてください。



事現場の出入口等見やすい場所に掲示すれば、会社で掲示するスペースなどにより大小どちらのサイズを使用しても構いません。

共済契約者の皆様へのお願い

「共済証紙受払簿」「共済手帳受払簿」は常時整備・保管をし、把握するようにして下さい。

(経営事項審査時にご希望される「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」には添付していただく書類です)

「共済証紙受払簿」の記入例											
様式第030号		前期(前頁) 繰越証紙が 有れば記入		共 濟 証 紙 受 払 簿							
共済契約者名 ○○○○建設株式会社		⑩決算日 平成 24年 3月 31日				⑪この受払簿は、受入・払出の都度、 を所定欄に記入し、決算毎に合計を 用金並納書かじあふて印付					
⑪共済契約成立年月日 (S(H)) 2年 4月 1日		決算期間 平成 23年 4月 1日				⑫共済手帳に250日(掛金助成手帳) 手帳の更新をすませた時には、この受払簿にも記載して下さい。					
⑫共済契約者番号 63 - 76543		平成 24年 3月 31日				⑬共済手帳受払簿を参考にしてご記入ください。					
受入・払出手 年月日	受入人	購入		払出		残高 (A)-(B)	払出欄の付けの内訳 貼付人	更新年月 手帳更新数	備考		
前期(前頁)繰越 23年4月30日	日分 140	元請名	0日分 140	貼付 日分 140	下請へ交付 日分 140	日分 0	人 7	23年4月分			
23年5月29日	日分 430	○○組	日分 570	日分 120	下請名(株) 大門建設 310 日分	日分 570	人 6	23年5月分	現場を移動するため、本人に手帳 を渡した。		
23年6月8日	日分 350	元請名	日分 920	日分 下請名	日分 570	日分 350	人 4	23年6月分	所在不明となつたため、建退共に 2名の手帳を返納した。		
23年6月30日	日分 920	元請名	日分 80	日分 下請名	△△建設 80 日分	日分 730	人 4	23年6月分			
23年7月31日	日分 920	元請名	日分 80	日分 下請名	△△建設 110 日分	日分 920	人 4	23年7月分			
23年8月31日	日分 980	○○JV 60 日分	日分 60	日分 下請名	日分 980	日分 0	人 3	23年8月分			
23年9月30日	日分 1,040	元請名	日分 60	日分 下請名	日分 1,040	日分 0	人 3	23年9月分	被共済者が退職し退職金を請求した。		
年 月 日	日分 元請名	日分 自分	日分 下請名	日分 自分	日分 下請名	日分 自分	人 年 月 分				
年 月 日	日分 元請名	日分 自分	日分 下請名	日分 自分	日分 下請名	日分 自分	人 年 月 分				
年 月 日	日分 元請名	日分 自分	日分 下請名	日分 自分	日分 下請名	日分 自分	人 年 月 分				
24年2月26日	日分 60	元請名	日分 1,280	日分 60	日分 下請名	日分 1,280	日分 0	人 3	24年2月分 (1) 冊		
24年3月31日	日分 60	元請名	日分 1,340	日分 60	日分 下請名	日分 1,340	日分 0	人 3	24年3月分 (2) 冊		
決算期間内 の合計	日分 850	日分 490			日分 500		⑭決算日の 被共済者数 人 3	⑮決算期間内 の手帳更新数 冊 3			
	⑯ 円 263,500	⑯ 円 151,900			円 155,000	記 帳					

「共済手帳受払簿」の記入例

様式第029号

前期末より転記

共済手帳受払簿

(2) 手帳(3冊目)が満了し、更新手続きをした結果、新しく発行された4冊目の手帳の交付年月日及び本人の受領印

共済契約者番号

63 - 76543

住 所	東京都豊島区東池袋1-24-1
名 称	○○建設株式会社
電話番号	(03) 1234 - 6789

被共済者が、退職し現場を移動するため、本人に手帳を渡した年月日及び本人の受領印

	被共済者氏名	被共済者手帳番号	冊目	手帳交付年月日	処理	年月日
A	建築一郎	487654388	3	23・1・15	更新	24・2・1
B	道路二郎	487654365	4	23・3・2	本人	23・5・29
C	土工三郎	487654376	7	23・3・2	請求	23・8・31
D	建設四郎	487654321	5	23・4・1	返納	23・6・1
E	埋立五郎	487654399	2	23・4・1	更新	24・3・1
F	設備花子	487654395	1	23・4・1	更新	24・3・1
G	舗装六郎	487654400	1	23・4・1	返納	23・6・1
A	建築一郎	487654388	4	24・2・1		
E	埋立五郎	487654399	3	24・3・1		
F	設備花子	487654395	2	24・3・1		

(3) 更新手続きをした場合には空欄に転記する

① 手帳に記入してある交付年月日

被共済者が、退職し退職金請求した年月日及び本人の受領印

被共済者が、退職し所在不明となつたため、手帳を建退共に返納した年月日

4月に雇用した被共済者が退職し所在不明となつたため、手帳を建退共に返納した年月日

A E F

は、決算期間中1回更新をおこなった場合です。

A E F 決算日現在の被共済者は、更新処理をした3人となります。

決算日現在の被共済者数

3人

(注) (1) 「処理」の左側の欄には、

- ①更新した場合には「更新」、
- ②被共済者が退職し、本人に手帳を交付した場合は「本人」、
- ③被共済者が退職し、退職金請求書に添付した場合には「請求」、
- ④被共済者が退職し、所在不明のため建退共に返納した場合には「返納」、

を▼ボタンをクリックして選んでその処理年月日を記入してください。

(2) 既に共済手帳を所持している者を新たに雇用した時は、雇用した年月日を手帳交付年月日に記入してください。

〔(公財)建設業福祉共済団からのお知らせ〕

育英奨学金前期分26,016,000円 214名に給付!!

◆ 前期分214名に給付

共済団は6月19日、平成27年度の育英奨学金の前期分（平成27年4月～9月まで）として要保育児13名、小学生48名、中学生47名、高校生61名、大学生等45名の計214名に対し26,016,000円を給付しました。

また、その内当団の東日本大震災の支援金を支給された方の子10名（中学生3名、高校生2名、大学生等5名）も対象として、1,674,000円を給付しました。

◆ 育英奨学金制度とは

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は7,329人、累計給付額は13億6,857万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、**共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。**

◎給付額は以下のとおりです。

	要保育児	小学生	中学生	高校生	大学生等
月額	12,000円	12,000円	16,000円	18,000円	39,000円
年額	144,000円	144,000円	192,000円	216,000円	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、隨時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

———— ◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。 ———

(公財)建設業福祉共済団 TEL (03) 3591-8451

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割拡大しました!**

建設共済保険

法定外労災補償制度

充実した制度で



保険料が安い



- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

完成工事高契約会員加入状況

平成27年6月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会 員 加入率(%)
松江	53	79.1
安来	19	100.0
雲南	44	91.7
仁多	14	93.3
出雲	53	66.3
大田	13	38.2
邑智	32	82.1
浜田	20	34.5
益田	4	14.8
鹿足	10	52.6
隱岐	21	63.6
合計	283	64.5

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(一社)島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17-101

TEL0852-21-9004 FAX0852-31-2166

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

建設共済保険

検索